

「木材の安定供給の確保に関する特別措置法の施行について」

第3

5 事業計画の認定基準

事業計画についての認定基準は、法第4条第5項において定められたところであるが、具体的な運用に当たっては次の事項に留意されたい。

- ① 木材安定供給確保事業の目標は、森林所有者等から木材利用事業者等又は木材製品利用事業者等に対する木材の安定供給を確保するため、木材の取引関係に関する事項に基づき、必要な場合には木材の生産・流通改善のための施設の整備を行い、木材の生産の安定、流通の円滑化及び利用の促進を図ることであり、その趣旨に沿った有効かつ適切なものであること。（法第4条第5項第1号）
- ② 木材安定供給確保事業が、森林法に基づく地域森林計画、市町村森林整備計画等の森林の整備に関する計画に照らして適当であると認められること。（法第4条第5項第2号）
- ③ 木材安定供給確保事業の内容等が当該事業の目標を確実に達成するために、次の事項に照らし適切なものであること。（法第4条第5項第3号）

なお、木材安定供給確保事業は、森林所有者等と木材利用事業者等又は木材利用事業者等及び木材製品利用事業者等との間における木材の安定的な取引関係の確立を図る事業であることから、取引関係に関する事項を必ず内容とする必要がある。

このため、木材生産流通改善施設の整備のみを内容とする事業計画は認定の対象とならないことに留意すること。

イ 引取期間、引取場所等の取引方法、価格の決め方、見直しの方法等の取引関係に関する事項が、一方的かつ不当な内容のものとなっていないこと。

ロ 事業の効果を確保するため事業計画に係る木材の年間取引量が安定的であること。

ハ 木材利用事業者等及び木材製品利用事業者等が事業計画の確実な実施を確保するのにふさわしい経営を行っている者であること。

ニ 木材生産流通改善施設が、木材生産の安定化及び流通の円滑化を図るために必要な施設の種類でありかつ適切な処理能力を持ったものであること。

ホ 促進措置が安定的な取引関係に基づき行われていること。また、その内容が立木の伐採及び木材の搬出の効率化、木材需要の開拓等木材安定供給確保事業を促進するための適切な措置となっていること。

ヘ 木材製品利用事業者等が事業計画の作成者に含まれる場合にあつては、木材の需要の開拓の内容が適切なものであること。

ト 木材安定供給確保事業の実施に伴い必要となる資金の額が、当該事業計画の内容及び実施期間を勘案して適切に計上され、かつ、その調達方法が適切なものであること。

チ 木材安定供給確保事業に係る立木の伐採に関し、森林の所在場所等を定めた場合

にあつては、素材生産が効率的に行われるよう、伐採箇所のまとまりが確保され、伐採順序が適切であることなど適切な伐採計画となっていること。

- ④ 保安林の区域内において立木の伐採を計画する場合にあつては、当該事業計画に係る伐採について、当該保安林に係る指定施業要件及び伐採の限度に関し令第3条で定める基準に適合すると認められること。（法第4条第5項第4号）

また、都道府県知事等が当該事業計画につき法第4条第5項の認定をしようとする際には、通常の森林法第34条第1項に基づく許可であれば同条第6項に基づく許可条件として付すべき事項を、事業計画に計画事項として具体的に記載させる必要があることに留意されたい。

なお、次の森林又は保安林の皆伐による伐採を含む事業計画の認定に当たっては、以下の森林所有者等との調整を図るよう留意されたい。

イ 森林法施行令（昭和26年政令第276号）第4条の3第1項第2号に規定する伐採年度ごとに皆伐による伐採をすることができる1箇所当たりの面積の限度が定められている森林の立木について皆伐による伐採をしようとする事業計画にあつては、当該森林の区域内の森林であつて当該伐採をしようとする箇所に隣接する森林の森林所有者等

ロ 森林法施行令第4条の3第1項第4号に規定する風害又は霧害の防備をその指定の目的とする保安林で皆伐後の残存部分に関する定めが定められているものの立木について皆伐による伐採をしようとする事業計画にあつては、当該保安林の区域内の森林であつて当該伐採後に残存部分となる森林の森林所有者等

- ⑤ 地域森林計画の対象となっている私有林であつて保安林並びに保安施設地区の区域及び海岸保全区域内の森林以外の森林において木材生産流通改善施設を整備するために森林法第10条の2第1項に規定する開発行為をしようとする場合には、「開発行為の許可制に関する事務の取扱いについて」（平成14年3月29日付け13林整治第2396号農林水産事務次官依命通知）の第2の1及び（別記）の開発行為の許可基準に適合すること。（法第4条第5項第5号）

また、都道府県知事等が当該事業計画につき法第4条第5項の認定をしようとする際には、通常の森林法第10条の2第1項に基づく許可であれば同条第4項に基づく許可条件として付すべき事項を、事業計画に計画事項として具体的に記載させる必要があることに留意されたい。

なお、法第4条第3項第2号ニで定める当該施設の所在地並びに同項第4号で定める当該施設の配置及び構造とは、森林法施行規則（昭和26年農林省令第54号）第4条で定める開発行為に係る森林の位置図及び区域図並びに開発行為に関する計画書に相当するものであることに留意されたい。

- ⑥ 保安林の区域内において作業路網等を整備するために形質変更等行為をしようとする場合にあつては、「保安林及び保安施設地区の指定、解除等の取扱いについて」（昭

和45年6月2日付け45林野治第921号林野庁長官通知)の第4の4の(12)に定める不許可要件に該当しないことが必要である。(法第4条第5項第6号)

また、都道府県知事等が当該事業計画につき法第4条第5項の認定をしようとする際には、通常の森林法第34条第2項に基づく許可であれば同条第6項に基づく許可条件として付すべき事項を、事業計画に計画事項として具体的に記載させる必要があることに留意されたい。

なお、法第4条第3項第5号で定める当該作業路網等の配置及び構造とは、森林法施行規則第61条で定める図面に相当するものであることに留意されたい。

「木材の安定供給の確保に関する特別措置法の運用について」

第4 事業計画の認定について

- 1 次官通知第3の5の②の森林整備に関する計画に照らして事業計画が適当であることについて確認すべきことは(1)に掲げる事項とされたい。また、事業計画に法第4条第4項に規定する任意記載事項の記載がある場合は、(2)から(4)までに掲げる事項についても確認されたい。
 - (1) 市町村森林整備計画等に定められる立木の伐採（間伐を含む。）及び造林の標準的な方法に従っていること
 - (2) 森林法施行規則（昭和26年農林省令第54号）第10条各号に掲げる森林（以下「制限林」という。）にあつては、地域森林計画に定める制限林の施業方法に従っていること
 - (3) 市町村森林整備計画に定められる公益的機能別施業森林区域内に存する森林にあつては、当該区域内における施業の方法に従っていること
 - (4) 森林法第39条の4第1項第1号に規定する要整備森林にあつては、地域森林計画に定められている施業の方法及び時期に従っていること
- 2 次官通知第3の5の③のハのふさわしい経営を行っている者とは、例えば次の各号の一に該当するものとされたい。
 - (1) 直交集成板、機械プレカット加工等高次加工を行っている者
 - (2) 製品規格等品質管理を徹底し、ラミナ・集成材、枠組壁工法用部材、日本農林規格に適合する無垢乾燥材等の安定出荷に取り組んでいる者
 - (3) 製材加工のシステム化等により、量産化、低コスト化を図っている者
 - (4) 価値の低い端材、未利用間伐材等を燃焼させて、木質バイオマスイエネルギーとして利用することにより、木材が最大限利用されるよう取り組んでいる者
 - (5) 新規需要の開発、販路の開拓等に努めている者
 - ア 従来、木材又は地域材の利用が比較的少ない、又は供給が不足している分野（非住宅建築物、中高層建築物、木質内装、2×4建築物、土木・建築用資材、横架材、家具・木製品等）において、木材の利用の促進や高付加価値化に取り組んでいる者
 - イ 木材の新たな販売方法や調達方法の導入（顔の見える木材での家づくり、需要の創出による販売量の拡大等）により、木材の利用の促進や高付加価値化に取り組んでいる者
- 3 次官通知第3の5の③のホの安定的な取引関係に基づきとは、長期間にわたるものであることとする。
- 4 次官通知第3の5の④及び⑥の事業計画に計画事項として具体的に記載させる内容については、様式第1号（木材安定供給確保事業計画認定申請書）の6(1)及び(3)の備考欄に記載することとし、「保安林及び保安林施設地区の指定、解除等の取扱い

について」（昭和45年6月2日付け45林野治第921号林野庁長官通知）の第4の6を参考とし、現地の状況に応じて適切に記載させること。

- 5 次官通知第3の5の④のイの1箇所とは、「保安林及び保安林施設地区の指定、解除等の取扱いについて」第4の4の（3）に定めるものをいう。
- 6 次官通知第3の5の⑤の林地開発許可基準の運用の細則については、「開発行為の許可基準の運用細則について」（平成14年5月8日付け14林整治第25号林野庁長官通知）の別紙に基づき適切に行うこと。
- 7 次官通知第3の5の⑤の事業計画に計画事項として具体的に記載させる内容については、様式第1号（木材安定供給確保事業計画認定申請書）の6（2）の備考欄に記載することとし、「開発行為の許可制に関する事務の取扱いについて」（平成14年3月29日付け13林整治第2396号農林水産事務次官依命通知）別紙の第3及び「開発行為の許可に当たって付する条件例について」（昭和49年10月31日付け49-2525林野庁指導部長通知）を参考とし、現地の状況に応じて適切に記載させること。
- 8 事業計画の認定に当たっては、木材安定供給確保事業（促進措置を含む。）は公正かつ自由な競争を阻害するものであってはならないことに留意されたい。
- 9 都道府県知事は事業計画（森林所有者等、木材利用事業者等及び木材製品利用事業者等が共同して作成したものに限る。以下9において同じ。）の認定又は変更の認定をしたときは、認定事業者が第9の木材産業等高度化推進資金の利用を計画する場合は、様式第4号により第9の4の（3）の資金供給契約を締結している金融機関へ通知するものとする。

また、都道府県知事は事業計画の認定を取り消したときは、事業者が第9の木材産業等高度化推進資金を利用している場合は、第9の4の（3）の資金供給契約を締結している金融機関へ通知するものとする。